

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 議会の活動原則(第3条—第16条)</p> <p>第3章 議員の活動原則(第17条—第20条)</p> <p>第4章 市民参加(第21条—第23条)</p> <p>第5章 議員定数及び議員報酬(第24条)</p> <p>第6章 補則(第25条)</p> <p>附則</p> <p>前文</p> <p>地域の自主性と自立性が必要とされる現在にあつて、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。</p> <p>私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。</p> <p>ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p>	<p>【解説】</p> <p>二元代表制の意義を明確にし、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換会等を重視して、政策形成に取り組むことを述べています。浜田らしい基本条例の特徴をこの前文で表し、議会改革を掲げて絶えず精進していくこととしています。</p> <p>条例制定時は「地方分権の時代を迎え」という当時の時代背景を明記していましたが、地方分権の意識は議会に根付いていることに加え、時代の移り変わりによらず普遍的な前文にするため、一部改正しました。</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例の趣旨に沿って行わなければならない。</p> <p>第2章 議会の活動原則</p> <p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図り、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する監視機能を果たすとともに、政策の実現に向け、市民の福祉の増進を目指して、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。</p> <p>3 議会は、議員、市長等及び市民の交流並びに自由な討論の場であ</p>	<p>【解説】第1条には、この条例の目的を定めています。</p> <p>この条例は、市民の負託に応え、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的に、議会の基本的事項や議会の果たすべき役割を定めるものです。</p> <p>【解説】第2条には、条例の位置付けを定めています。</p> <p>この議会基本条例は形式的意味において、最高規範ではありません。条例間では、他の条例に優越するような条例は存在しません。しかし、実質的意味においては議会における最高規範であり、議会関係条例あるいは規則の解釈運用については、他の条例に特別の規定がない限り、基本条例の趣旨、目的に沿うようであればならないこととしています。</p> <p>【解説】第3条には、議会の活動原則を定めています。</p> <p>1 議会は市民の負託を受けた議決機関であり、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならないという議会の活動原則を定めています。</p> <p>2 議会は住民からの直接選挙で選ばれた議員で構成される合議体の議事機関です。議会としての共通認識の醸成や合意形成を図り、市長等への監視機能を十分に果たし、かつ、政策の実現のため、市民福祉の増進を目指して適切な判断や責任ある活動を行うこととしています。</p> <p>3 議会は言論の府であり、議員・市長等の執行機関・市民の交流と</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>るとの認識を持って活動しなければならない。</p> <p>4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。</p> <p>5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。</p> <p>6 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。</p> <p>7 議会は、ジェンダー平等の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うことができるよう配慮をしなければならない。</p> <p>(議会改革の推進)</p> <p>第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図</p>	<p>自由な討論の場であるという認識をもって活動することとしています。</p> <p>4 議会での会議は原則公開とし、市民参加が高まるよう、議会でのわかりやすい説明や資料、公開等の工夫をして活動することとしています。一般質問では、議員と執行部との議論のやりとりがわかりやすいよう一問一答方式で実施しています。</p> <p>5 議会活性化等の観点から、多様な議員が円滑な議会活動が行えるよう配慮すべきと定めたものです。議会棟のバリアフリー化や休憩室の設置、オンライン会議の開催等が考えられます。</p> <p>6 会議規則第2条の議員の欠席事由等の改正を踏まえ、議員が議会活動と育児、介護等の両立ができるよう配慮すべきと定めたものです。会議等の開催時間の工夫や休日や夜間の会議開催、オンライン会議の開催等が考えられます。</p> <p>7 「ジェンダー平等」とは、一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることを言います。議会はこのジェンダー平等の理念に則り、多様な議員がその個性と能力を十分に発揮して議会活動を行うことができるよう配慮することとしています。</p> <p>【解説】第4条には、議会改革の推進について定めています。</p> <p>議会が様々な社会状況の変化に対応しながら、絶えず議会の在り方について議論し、議会改革を推進していくこととしています。</p> <p>【解説】第5条には、危機管理について定めています。</p> <p>1 2011年3月に起こった東日本大震災を教訓に、議会のスピード感ある危機管理対応について定めたものです。ここでいう大規模災害</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>られるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。</p> <p>(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。</p> <p>(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。</p> <p>(会派)</p> <p>第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。</p> <p>3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等(以下「政策立案等」という。)に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。</p> <p>(議員と市長等との関係)</p> <p>第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。</p> <p>(1) 一般質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一</p>	<p>等には、感染症まん延も含まれます。緊急事態において市民の生命財産等を守るため、執行部と協力して危機管理体制を整備することとしています。</p> <p>2 大規模災害等が発生した際の議会と市長等との連携について次のように定めています。</p> <p>(1) 議長は必要に応じて、議員による協議又は調整を行うための組織として、浜田市議会災害対策支援本部や浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部を設置できることとしています。</p> <p>(2) 上記の支援本部等において、議員からの情報や要望等を収集・整理し、必要に応じて市長等に提言等を行うこととしています。</p> <p>【解説】第6条には、会派について定めています。</p> <p>1 合議体である議会において、議員は議員集団（グループ）として、会派を結成し、活動ができることとしています。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成し、活動するものとしています。</p> <p>3 政策立案等に際しては、会派間で十分な調整を行い、合意形成に努めることとしています。</p> <p>4 議会は会派に属さない議員の意見（少数議員の意見）も尊重し、議会運営を行うよう配慮することとしています。</p> <p>【解説】第7条には、議員と市長等との関係について定めています。</p> <p>議会審議における議員と市長等との緊張感の保持について定めています。</p> <p>(1) 一般質問（個人一般質問・委員会代表質問）においては、議員</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>答の方式で行うものとする。</p> <p>(2) 議長の要請により本会議(浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号)に規定する会議をいう。以下同じ。)及び委員会(浜田市議会委員会条例(平成17年浜田市条例第306号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。)に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これらに反問し、又は反論することができる。</p> <p>(議会審議における論点整理)</p> <p>第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合振興計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算 <p>(予算及び決算における説明)</p> <p>第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求める</p>	<p>の質問の趣旨を明確にし、論点を深め、市民によりわかりやすい質疑応答とするため、一問一答方式とすることとしています。</p> <p>(2) 市長は、議員に対し、疑問点や質問の内容を再確認するなど反問する権利等を認め、引き続き、緊張関係のある議論に努めます。またこれにより、議員の資質の向上にもつながります。</p> <p>【解説】第8条には、議会審議における論点整理について定めています。</p> <p>重要な政策については、議会審議を深めるため、規定した7項目について明らかにするよう市長に求めることを定めています。</p> <p>市長が提案する重要な政策とは 浜田市庁議規則に定める審議事項で、会議で審議され議会に提案されるもの、また、その他特に重要と判断されるものとします。</p> <p>【解説】第9条には、予算及び決算における説明について定めています。</p> <p>第8条の規定により、市の新規事業については、予算説明資料の「新規事業等実施に伴う説明シート」において7項目を明記し、事</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>ものとする。</p> <p>(採択した請願及び陳情への対応)</p> <p>第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。</p> <p>(自由討議による合意形成等)</p> <p>第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p> <p>(政策討論会)</p> <p>第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。</p> <p>(委員会の活動)</p>	<p>業内容がわかりやすく整理されています。議会はこれらの資料をふまえ、予算及び決算の審議を行います。</p> <p>【解説】第10条には、採択した請願及び陳情への対応について定めています。 議会として採択した請願・陳情のうち、市長等において措置することが適当と判断したものについて、市長等にその趣旨の実現を求め、対応状況や結果などを報告するよう求めることとしています。</p> <p>【解説】第11条には、自由討議による合意形成等について定めています。 1 議会は議員間の討論の場であるとの原則により、議員間における自由闊達な議論を重視することから、執行部の出席者については、質疑等における答弁を行う必要最小限とすることとしています。</p> <p>2 議案等の審査においては、議員同士における議論(議員相互間の自由討議)を積極的に行い、合意形成に努め、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。</p> <p>【解説】第12条には、政策討論会について定めています。 市政に関する重要な政策等については、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るため、政策討論会を開催することとしています。重要施策や課題、政策討論会の運営については、議会運営委員会で協議・決定するものとします。</p> <p>【解説】第13条には、委員会の活動について定めています。</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>第13条 委員会は、当該委員会が所管する事務（以下「所管事務」という。）の調査を充実させること等により、委員会活動の活性化を図り、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 常任委員会を代表する議員は、本会議において、所管事務について、議長の許可を得て質問することができる。</p> <p>4 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、政策立案等につなげるよう努めるものとする。</p>	<p>1 議会は、より詳細な審査をすることを目的とし、分野別に委員会審査を行います。</p> <p>委員会は、所管の政策的課題に迅速に対応し、適切な政策立案等を行うために、所管事務調査を積極的に活用し、委員会機能の充実に努めることとしています。</p> <p>2 委員会は、議案等の審査に当たり市民へ資料を積極的に公開し、分かりやすい議論を行うよう努めることとしています。委員会は原則公開とし、事前に日程や議題、資料等を市議会ホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等も行うこととしています。（条例第21条に関連）</p> <p>3 委員会の専門的視点を生かし、行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案等を積極的に行うため、当該委員会での意思統一を図ったものについて、委員会代表質問ができることとしています。</p> <p>4 委員会が行政視察を行った際は、視察報告書により実施目的や費用等を公表します。また行政視察レポートを作成し、全員協議会において報告することにより、執行部と内容を共有し、政策提言につなげるよう努めることとしています。</p>
<p>（広報広聴の充実）</p> <p>第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ、インターネット等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、広報機能の充実に努めるものとする。</p>	<p>【解説】第14条には、広報広聴の充実について定めています。</p> <p>1 議会の活動など、市民の皆さんに関心を持っていただけるような様々な手法を活用して、広報機能の充実に努めることとしています。はまだ議会だよりやケーブルテレビ、市議会ホームページをはじめ、情報技術の進展を踏まえた広報活動について今後も検討していきます。</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>2 議会は、市民の多様な意見を把握するとともに、市政に反映させるよう、時代及び環境の変化に対応し、広聴機能の充実に努めるものとする。</p> <p>(専門的知見の活用)</p> <p>第14条の2 議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く専門的知見の有効活用に努めるものとする。</p> <p>(議会図書室)</p> <p>第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第16条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。</p>	<p>2 市民に開かれた議会の実現のため、市民参加の必要性や重要性が増しています。時代や環境の変化に対応しながら、市民の多様な意見の把握に努め、市政に反映できるよう様々な手法により広聴機能の充実に努めることとしています。アンケート調査、議長なんでもメール、議会報告会や各種団体との意見交換会、はまだ市民一日議会の開催など、様々な広聴活動について今後も検討していきます。</p> <p>【解説】第14条の2には、専門的知見の活用について定めています。</p> <p>島根県立大学などの高等教育機関における専門的知見や、浜田市の知的財産である教育・技術・伝統文化などを有効活用するよう努めることとしています。</p> <p>【解説】第15条には、議会図書室について定めています。</p> <p>議会図書室が十分活用されるよう充実に努めることを定めています。</p> <p>図書の充実だけでなく、他の図書館との連携や議会図書室の活用等の検討も必要です。</p> <p>【解説】第16条には、議会事務局の体制整備について定めています。</p> <p>1 議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能充実や体制整備の強化について定めています。</p> <p>2 議会事務局職員の任命権者は議長であるため、職員配置については、あらかじめ市長と協議することとしています。</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>第3章 議員の活動原則 (議員の活動原則)</p> <p>第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。</p> <p>2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動しなければならない。</p> <p>3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。</p> <p>(政務活動)</p> <p>第18条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないように全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。</p> <p>4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、</p>	<p>【解説】第17条には、議員の活動原則を定めています。</p> <p>1 議員は議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならないという議員の活動原則を定めています。</p> <p>2 議員は市政の課題について、市民の意見を的確に把握し、自己研鑽に努め、市民の代表としての自覚のもと活動することとしています。</p> <p>3 議会が言論の府、合議体であることから、議員間の自由な討議を中心に活動しなければならないこととしています。</p> <p>4 議員は、政策討論会等により、議員間の自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならないこととしています。</p> <p>【解説】第18条には、政務活動について定めています。</p> <p>1 議員が政務活動費を有効に活用し、積極的に政策立案等をするために調査研究等に努めることとしています。</p> <p>2 政務活動費の使用については、活動費用だけでなく活動の状況を公表し、その透明性等を確保し、説明責任を果たすこととしています。このため、市議会ホームページでは支出状況はもちろん、議員が視察や研修に行った際の調査研究活動報告書を公開しています。</p> <p>3 透明性等の確保の観点から、全ての領収書を公開することとしており、市議会ホームページに掲載しています。</p> <p>4 政務活動費の透明性及び信頼性を確保するため、議会関係者以外</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。</p> <p>(議員研修)</p> <p>第19条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。</p> <p>(政治倫理)</p> <p>第20条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例(平成20年浜田市条例第25号)を遵守するものとする。</p> <p>第4章 市民参加</p> <p>(市民と議会との関係)</p> <p>第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等に対する各議員の賛否等を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。</p>	<p>の者の審査を受けることとしています。</p> <p>【解説】第19条には、議員研修について定めています。</p> <p>1 市民の代表として、議員の政策立案等の能力の向上が求められており、議員研修の充実強化を図ることとしています。</p> <p>2 様々な分野における専門家や学識経験者、市民との議員研修会を積極的に開催することとしています。なお、人権に関する研修会については、毎年開催することとしています。</p> <p>【解説】第20条には、政治倫理について定めています。</p> <p>事実上の最高規範としている議会基本条例に政治倫理を規定し、議員政治倫理条例の遵守を定めています。</p> <p>【解説】第21条には、市民と議会との関係について定めています。</p> <p>1 市民へ議会の動きを積極的に情報公開し、議会としての説明責任を果たすこととしています。市議会ホームページでは、議会の取組や議員・委員会の活動、会議の資料等を積極的に公開しています。</p> <p>2 本会議や委員会等、全ての会議を原則公開とし、事前に日程や議題、資料等をホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等も行うこととしています。</p> <p>(条例第13条関連)</p> <p>3 議会での議案等に対する議員の賛否や反対理由等、広報紙や市議会ホームページ等で公開することにより、各議員の説明責任を果た</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>(重要案件の意見交換会)</p> <p>第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。</p> <p>2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。</p> <p>(議会報告会等)</p> <p>第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会等を開催するものとする。</p> <p>第5章 議員定数及び議員報酬</p>	<p>すことを定めています。</p> <p>4 法律の制度を活用し、利害関係人や市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。</p> <p>【公聴会制度】・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です</p> <p>【参考人制度】・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です</p> <p>【解説】第22条には、重要案件の意見交換会について定めています。</p> <p>1 重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会で協議・決定します。</p> <p>2 市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。</p> <p>【解説】第23条には、議会報告会等について定めています。</p> <p>市民参加、議会活動の公開を具体化する一つとして、明文化したものです。</p> <p>議会の情報を積極的に公開し、市民の意見を把握し、各議員の議会活動に反映させていくために議会報告会や各種団体との意見交換会等を開催することとしています。</p>

浜田市議会基本条例	逐条解説
<p>(議員定数及び議員報酬)</p> <p>第24条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。</p> <p>2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。</p> <p>第6章 補則</p> <p>(見直し手続)</p> <p>第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。</p>	<p>【解説】第24条には、議員定数及び議員報酬について定めています。</p> <p>1 議員定数及び議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状と課題、将来展望等を踏まえて総合的に検討することとしています。</p> <p>2 議員自ら提案する場合は、改正理由を明確にし、委員会又は議員から提出することとしています。</p> <p>【解説】第25条には、見直し手続きについて定めています。</p> <p>1 この条例については、少なくとも一般選挙が行われる4年に1度は条例の目的が達成されているかどうかを検討し、必要な場合は見直しを行うことを定めています。</p> <p>2 見直しの必要があれば、議会として適切な措置を講じることとしています。</p> <p>3 条例改正の際は、改正理由やその背景を詳細に説明することとしています。</p>